

なくそう！無断転用

農地の転用には、「農地法」による許可が必要です。

地目が農地であれば、耕作に関わらず必要です。

また、地目が農地でなくても現況として農地管理してみえる場合も必要となります。

なお、農地の転用等を審査する平成22年度の「農業委員会総会」については、下記のとおり開催の予定をしていますので、宜しくお願いします。

農業委員会開催日	農地法申請締切日 ※厳守	備 考
平成22年 4月初旬	平成22年 3月19日(金)	
6月初旬	5月20日(木)	
8月初旬	7月20日(火)	
10月初旬	9月17日(金)	
11月下旬	11月 8日(月)	
平成23年 2月上旬	平成23年 1月20日(木)	

農業振興地域の除外地申請は、年1回です！

七宗町には、農業振興を目的に「農用地域」に指定している農地があります。

この農地は基本的に農地以外に供することが出来ません。

もし、転用する事由が発生した場合には、農用地の転用申請前に「除外地申請」が必要となります。

平成22年度の「除外地申請」の 締切日は、 6月30日(水)です。

「農用地域」に指定されているかどうか、または農地の転用等「農地法」に関することで不明な事柄については、各地区の農業委員さんか農業委員会事務局までお尋ねください。

農業委員会事務局

〒509-0492	
岐阜県加茂郡七宗町上麻生2442番地3	
七宗町役場 農林建設課 農務係	
担 当	亀山 一美
電話番号	0574-48-1111 内線263
FAX番号	0574-48-2239